

## 豊橋市アクション・プラン実現提案

### 1 目的

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者等の生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）にとって厳しい雇用状況の下で、従来の就労支援事業にとどまらず更なる支援策が求められることから、豊橋市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）に豊橋公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）の職業相談・職業紹介機能を設置することにより、就労支援体制の強化・拡充を図り、生活困窮者等の就労による自立を促進することを目的とする。

### 2 提案概要

就労可能な生活困窮者等に対し、福祉事務所とハローワークの職員が共同して支援を行うため、次のとおり福祉事務所内に常設窓口を開設し、職業相談・職業紹介等を行い、就労意欲の喚起と就労による自立を促進する。

#### (1) 窓口設置日

平成25年11月5日（火）

#### (2) 設置場所

豊橋市役所 福祉事務所（東庁舎1階 障害福祉課内）

#### (3) 開設日・時間

月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く）

豊橋市役所執務時間中の午前9時から午後5時まで

#### (4) 支援対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者等

### 3 実施内容

#### (1) 常設窓口相談室の設置

ハローワークは、常設窓口相談室にハローワーク相談員1名（平成26年度からは2名）を配置し、ハローワークの求人情報端末機による情報提供、職業相談、職業紹介等を行う。

#### (2) ワンストップ・サービスの実施

就労支援の必要な生活困窮者等に対し、福祉事務所において生活相談とハローワークの職業相談・職業紹介等を一度に行う。

### 4 期待される効果

(1) ハローワークと福祉事務所が一体的に就労支援体制をとることから、支援対象者の早期就労、経済的自立につなげることができる。生活保護、児童扶養手当、住宅支援給付の相談・申請段階にある者や受給者となっ

た早期の段階にある者に効果が期待できる。

- (2) ひとり親家庭の早期就労、経済的な自立は、子どもの貧困対策としての効果が期待できる。
- (3) ハローワークが市役所庁舎内に設置されることにより、就労支援対象者の利便性が高まる。
- (4) 福祉から就労へつなぐことは、生活困窮者等に対する経済的な自立を促すとともに、延いては各種扶助費等の支出の抑制につながる。